

要 望 書

新型コロナウイルス感染症による緊急事態 措置後の段階的活動再開へ向けてのガイド ライン作成報告並びに対応への要望書

令和2年6月2日

沖縄県ホテル旅館生活衛生同業組合

観光産業ガイドライン対策実務者会議

令和2年6月2日

沖縄県知事
玉城 デニー 殿

団体名：沖縄県ホテル旅館生活衛生同業組合
氏名：理事長 宮 里 一 郎
団体名：沖縄県ホテル旅館生活衛生同業組合青年部
観光産業ガイドライン対策実務者会議
氏名：青年部長 平 良 一
住所：〒900-0035 沖縄県那覇市通堂町2-1
那覇埠頭船客待合所1階
連絡先：098-861-4166

**新型コロナウイルス感染症による緊急事態措置後の段階的活動再開へ
向けてのガイドライン作成報告並びに対応への要望書**

平素は沖縄県の宿泊業界に格別のご理解とご支援を賜り厚く御礼申し上げます。
さて、この度の新型コロナウイルス感染症対策として4月23日から休業要請が
なされ、各会員も各々の施設の状況に応じ対応を行い、県民及び各業界業種が一丸
となって不要不急の移動の自粛に取り組んだ結果、5月21日には休業要請と営業
時間の短縮要請などが予定通りに全面解除されました。これも知事以下県職員・各
自治体と県民の努力によるものと感謝申し上げます。 今後は段階的活動再開へ向
けて冷え込んだ県経済の活性化を図りつつ、経済的損失の著しい観光業界において
は新しい生活様式に対応した安心安全を補完できる環境整備が必要となります。

観光業界とは多岐にわたる産業の集合体で、そのすべてにおいてガイドラインに
沿った対応を行い、論理的裏付けを構築しその状況を可視化して行かなければなり
ません。これは、県が平成26年度に定めた「沖縄県観光危機管理基本計画」の中
の「観光危機管理対策」で示されている通り、1業種のスキルではなく他業種との
横断的連携が必要となります。しかしながら未だ終息の道筋が見えない新型コロナ
ウイルス感染症に対して莫大な経済損失の前には戦う術が無いのが現状で、是非
沖縄観光の未来の為に多くのご支援をお願いいたたく存じます。

【沖縄県ホテル旅館業界としての要望事項】

記

1. 観光客及び観光従事者（体調不良者に限る）の対応窓口の一本化と検査の優先的対応

沖縄県観光危機管理基本計画にて明記されている「主な観光客の特徴」の通り、危機発生時に観光客は避難方法・対応がわかりません。初期段階での観光客への対応がその後の沖縄観光のイメージとなることを踏まえ、発熱や咳・咽頭痛等体調不良を訴える観光客及び観光従事者の専用対応窓口が必要です。

2. 体調不良を訴える観光客が受診できるPCR又は抗原検査センターの新設

空港の検温で発熱もしくは感染疑いの観光客が発見されても、通常通りの旅程をされては観光従事者の健康被害が発生する可能性と他の観光客への被害が予想されます。被害を最小限に抑えるためにも、空港内で検査できる仕組みを創ることが必要です。

3. 既存サイトを活用した情報窓口の統一と可視化

以前より「沖縄防災情報ポータル ハイサイ！防災で～びる」というサイトが運用されておりますが、この度の新型コロナウイルス感染症においても災害と捉え、観光客への事前の情報提供と注意事項の告知の場として、また体調不良を訴える観光客の行動を観光従事者が把握できる一元化された情報の窓口が必要です。さらに、現状の完治者数・感染者数・検査対象者数・検査状況数・入退院者数・自宅待機者数・宿泊施設待機者数・軽症者収容施設状況等の情報がわかりづらく、また正確性に欠けるとの批判が出る中で、感染症に対する判断を正確に行う上でも、県の関係部局や医療等の専門家からの具体的な情報提供の場としても一元化を望みます。

4. 観光客及び観光従事者がコロナウイルスに感染した場合の消毒作業の対応

いかなる対策を講じてもコロナウイルス感染患者が発生する可能性は否めません。感染が発覚した場合には一部施設内（車両）を休業した後、管轄保健所の責任において早急に消毒作業を行い、作業終了後は報告書（証明書等）を保健所より発行して原状復帰することで観光客により一層の安全が証明できます。尚、作業にかかる予算においては費用負担をお願いしたく存じます。

5. 観光客・県民に向けた感染対策（マスク着用・消毒液の携帯等）の共通の配布物の作成

観光客や県民に対し、空港及び宿泊施設、観光施設、お土産店や飲食店、公共交通機関やレンタカー等で広く配布できる感染予防のためのポスターやチラシ・リーフレットの作成をお願いします。

6. 感染発生時の偏見と差別に対する事前対処と基幹産業としての啓発広告

歴史的に見て、伝染病やパンデミックなどは偏見や差別を誘発します。沖縄においても例外ではなく医療機関や医療従事者でその傾向が見られました。観光業界で偏見や差別が起こると施設によっては風評被害に発展する恐れがあります。その事前の対処とリーディング産業としての立場を県民に理解させる啓発活動を要望します。

7. 衛生用品の確保又は購入支援

現時点において、フェイスガードやアルコール、消毒液等の衛生用品が品薄状態が続いております。マスクについては市場に出回り始めておりますが、いつ何時品薄状態になるかわかりません。観光客に安心を提供するうえでも観光関連業界に優先的に無償配布するか購入の支援をお願いします。また、非接触式赤外線温度計も品薄状態です。同様に購入の支援をお願いします。（既に購入済みの施設の為に領収書対応も可とする）

8. 消毒液噴霧器などの設備導入支援

ウィルスの全容が解明されていない中、効果があるか不明ですが「次亜塩素酸水（酸性電解水）を使用した噴霧器」を導入している施設が数多くみられます。観光客に安心を提供する意味でも宿泊・観光施設並びにリネンサプライ工場、貸切りバスやタクシーも含めて設備導入の支援をお願いします。（既に購入済みの施設の為に領収書対応も可とする）

9. 感染の疑われる観光客のホテル及び観光施設から医療施設への移動手段の対応

宿泊施設や観光施設において、体調不良でコロナ感染の疑われる観光客が発生した場合、早急に統一検査施設（指定病院含む）への移動が行わなければなりません。その場合、観光従事者が行うことが予想困難なため、医療施設等への搬送が可能な体制（タクシー等の車両をコロナ専用車両として改良する等）を整備したほうが望ましいと考えます。搬送体制の確立と南部から北部、離島への改良車両の配備をお願いします。

10. 飛沫感染防止の為にアクリル板等の設置購入支援

既に導入している施設も見られますが、未だ多くの宿泊及び観光施設・飲食店で導入し

ておりません。専門家会議の助言によって作成された全国組織のガイドラインにおいても体面による接客及び席配置においてはアクリル板（ビニール）を設置することと明記されております。コロナ渦によって収入が激減した観光業界における自社費用捻出は厳しく、アクリル板等の設置費用に関して経費負担の支援をお願いします。（既に購入済みの施設の為に領収書対応も可とする）

11. 軽症者発症時の指定宿泊施設の確保（病床の確保が出来ないとき）

コロナウィルス感染症に関しては、報道機関より第2波が来ることも予想されております。第1波の時と同様協力病院の病床がひっ迫され確保が難しいと判断された場合を想定し、現在使用している宿泊施設の継続使用を望みます。

12. 状況終息後の観光振興対策

観光業界としては一刻も早い観光振興策を打ち出して頂きたいところではありますが、この状況下での観光振興策実施は県民の理解を得難いであろうと思慮するばかりです。ある程度の終息が明確となった段階での速やかな各種対策の対応を切望いたします。

- ・観光危機に対する危機管理計画に基づく横断的対応の仕組みの再構築
- ・第1波の検証を行い、全体を総括したうえで3番項にて要請したホームページ内で情報の共有を図る
- ・各プロモーションの強化やエージェンツ・航空会社等とのタイアップ強化を図るための県予算を観光振興策へ大きく配分することを要望します
- ・当組合が今後展開する「県民1泊運動」への助成をお願いします
- ・沖縄観光リカバリープロジェクトが要請した陳情内容の確実な実施
- ・風評被害や過度な口コミ被害に対応する為、適切な情報発信のサポートをお願いします

以上